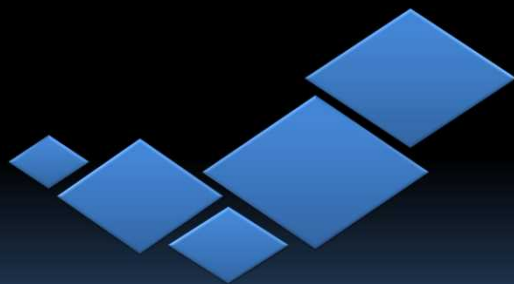




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	月刊DRF 第73号
Author(s)	デジタルリポジトリ連合
Description	事務局：北海道大学附属図書館 http://drf.lib.hokudai.ac.jp/ で公開したもの
Issue Date	2016-02-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73641
Type	journal
File Information	DRFmonthly_73.pdf





最近、国内の機関がオープンアクセス方針を採択した、というニュースがよく見られますね。国内外でのオープンサイエンス推進の動きと併せて見ると、このような方針を定めて、学術情報のオープン化に対する姿勢を明らかにすることが、各機関に求められるようになってきているのでしょうか。

うむ、そうとも言えるかもしれない。とはいえ、オープンアクセス方針は機関としての方針、一朝一夕にどうこうできるものではないぞ。まずは様々な先行事例や優良な情報源を参考にして、オープンアクセス方針とはどのようなものかを知ることが大切じゃ。



Harvard Open Access Project “Good practices for university open-access policies” に学ぶ

オープンアクセス方針のイロハ

今年度、この記事を作成している1月25日時点で、既に4件のオープンアクセス方針（学術成果のオープンアクセス化奨励・義務化制度、以下OA方針）が、国内の機関において採択されています。同一年度中にこれだけの方針採択が続いたことはなく、自機関の策定について考え始めているリポジトリ担当者の方も少なくないのではないのでしょうか。

しかし、OA方針を採択するにせよ、しないにせよ、

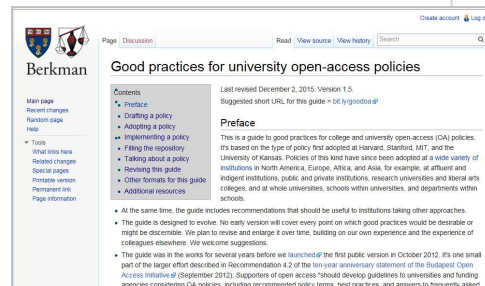
そのために何を参考に、どのようなことを検討すればよいのでしょうか。本稿では、今年度の口火となった京都大学オープンアクセス方針の策定において、「OA方針策定の際の論点を的確に整理している」として参考された* Harvard Open Access Project “Good practices for university open-access policies”を中心に取り上げ、OA方針の理解に役立つ情報をまとめます。

“Good practices for university open-access policies”とは？

“Good practices for university open-access policies”

(http://cyber.law.harvard.edu/hoap/Good_practices_for_university_open-access_policies) は、2012年にHarvard Open Access Project (HOAP) より公開された、大学等機関向けのOA方針策定・実践ガイドです（最終更新2015年2月、Ver.1.5.）。ハーバード大学等で採択されているOA方針と、それらの施行事例を基に、OA方針の起草から実施までの様々な情報がまとめられています。次頁からは、その

肝となる「Drafting a policy」「Adopting a policy」「Implementing a policy」「Filling the repository」「Talking about a policy」の5章目についてご紹介します。



まず最初に、「方針の起草」という章で、OA方針とはどのようなものか、方針のタイプや記述されるべき項目を中心に解説しています。

ここで挙げられているOA方針のタイプは、右記の6種類です。

このガイドでは、研究者の幅広い論文利用・再利用の権利を最小限の労力で保障し、また出版者との交渉を省力化できる、という観点から、1. のような方針を推奨しています。また、1. が実施できない場合は3.、どちらも難しければ5. を薦めており、逆に2. 4. 6. は非推奨としています。

1. 研究者から機関へ、学術成果についての非排他的な権利を譲与する方針
2. 研究者に、学術成果についての非排他的な権利を保持するよう要請する方針（出版者への権利譲渡を制限する方針）
3. 権利の譲与・制限等はなく、学術成果のリポジトリへの提供のみを要請する方針
4. 出版者から許諾を得たものののみ、リポジトリへ提供することを要請する方針
5. OAを奨励するだけの方針
6. 他のOA方針（リポジトリ等への提供を含むもの）に参加することを要請する方針

では、実際のOA方針には、どのような要素を含み、またそれらはどのように表現されるべきなのでしょうか。このテキストでは、以下のポイントが挙げられています。

▶ 方針の目的

大多数のOA方針は、まずこの記述から始まります。この記述に最適な例はありませんが、OA方針の解釈を限定的にしてしまうこと（方針の利点を列挙するなど）は避けるべきとしています。

▶ 機関に対する権利譲与

方針の採択が、すなわち機関への権利譲与となる、と表現する必要があるとしています。これにより、出版者との交渉の成否によらず、方針が全ての研究者の権利を等しく保障する状態となります。

▶ リポジトリへの提供

方針は、成果物のリポジトリへの登録を要請する旨の記述を含みます。ただし、後述の免除規定は、あくまで権利譲与にのみ適用されるものであり、リポジトリへの提供には当てはめてはならないとしています。

▶ リポジトリへ提供するバージョン

著者最終稿（AAM）を提供するよう定めるべきとしています。出版者版（VoR）が公開可能であるときは出版者版を優先するほうが良く、また公開が不可であっても、著者版と併せてリポジトリに保管しておくべきとしています。

▶ リポジトリへ提供するタイミング

新しい論文がアクセプトされたとき、または遅くとも出版までに提供するよう要請するべきで、エンバーゴが設定されている場合には、メタデータだけでも公開した方が良い、としています。

▶ 免除規定

免除規定は理由を問わず、個々の成果物に対して選択可能であるべきとしています。ただし、免除が適用されるのは権利譲与についてのみで、免除を選択した場合にもリポジトリへの論文提供は必要であるとしています。

▶ エンバーゴオプション

研究者に、成果物のOA化までに猶予を設定する権利を与えてもよいとしています。ただし、エンバーゴはOA化までの猶予設定であって、リポジトリへの提供を遅らせてよいものではない、とのことです。

▶ 方針適用の範囲：コンテンツタイプ

どのような種類の成果物がOA化の対象となるかを指定します。特に、学術論文や査読誌・会議録等に掲載されるものをカバーする必要があります。方針の対象外となった著作も、許諾があればリポジトリに登録し、公開することが推奨されています。

▶ 方針適用の範囲：時期

権利譲与・リポジトリへの提供のどちらも、遡及的な効力を持つてはならないとしています。

▶ 方針の実施過程

方針には、特定の部局・委員会がその実施のために機能する旨を含む必要があります。実施計画・活動に対する柔軟性を維持するため、方針自体では設置を宣言するに留め、詳細はその実施部局・委員会にて設定することが望ましいとされています。

▶ グリーンOAとゴールドOAの区別

OA方針の文書中で、ゴールドOA（OAジャーナルへの投稿）の奨励等についても言及する場合は、それが方針の要請するグリーンOA（リポジトリへの提供）とは異なるということ、ジャーナル選択の自由を制限してはいないということを明示する必要があります。

▶ 研究者への権利返還

研究者から機関へ譲与された権利を、同様に機関から研究者（他者）へ譲与することも認めています。これにより、通常の出版契約下よりも多くの再利用の権利が与えられるとしています。

▶ 他者への権利譲与

この方針下では、同様の権利譲渡を含む出版契約には同意することができず、免除規定を選択する必要があります。しかし、大半の出版者は、研究者に免除規定を選択させずとも、出版に必要な権利を得ることができるかと認識しているようです。

▶ 研究者の権利強化

この種の方針の下でも、研究者がオープンライセンス（CC等）を用いて権利強化することは可能ですが、方針自体はそれを必要とはしていません。オープンライセンスを用いるか、場合に応じて研究者の自由とするかは、機関の判断によるものとことです。

Adopting a policy : 方針の採択

この章では、方針の採択にあたって留意すべき点について、主に研究者への配慮を中心に述べています。

1. 採択権限

方針によって権利譲渡その他の影響を受けるのは研究者である、ということから、方針の採択はあくまで研究者たちの手によってなされるべきで、採択までの活動においても、研究者主導で行い、また機関内でもそのように認識されるべき、としています。

2. 採択前に：研究者への啓発

次の事項を、研究者に対して明確にすべきとしています。

OA方針で論文の投稿先が
限定されてしまうのかな？



ご安心ください！
学問の自由は保障されています



- ▶ OA方針において要請しているのはリポジトリへの登録（グリーンOA）であって、OAジャーナルへの投稿（ゴールドOA）を強制してはいないということ（投稿先ジャーナル選択の自由を制限するものではないということ）
- ▶ 研究者の成果物一つひとつについて、OA化する・しないの自由が保障されている（免除規定が適用されう）ということ
- ▶ 方針をオプトイン方式にする（軟化する）ことは無意味であること
- ▶ 免除規定は、出版者が研究者へ、出版のために免除規定を適用するよう要請する、という権利も保障するものであるということ

3. 採択過程におけるその他の備考

方針について、対面での意見交換会や質疑・反論に回答する機会を設けること、また先行事例を把握しておくことが有用であるとしています。

Implementing a policy : 方針の実装

この章では、16のトピックが挙げられています。

1. 機関リポジトリを立ち上げること。
2. 著者がOA方針を確認したことを書面で証明できるようにすること。米国著作権法下では、そうすることで、のちにOA方針の内容と矛盾する著作権譲渡が行われても、OA方針の方を優先することが可能であるため。ハーバード大学では、リポジトリ登録時のダイアログボックス等でその手続きを取れるようにしているほか、新しい教員が赴任してきた際には、OA方針の遵守を誓約させている。
3. Webフォーム等の簡便な手段で、教員が免除を受けられるようにすること。
4. 論文を出版する際、著者補遺（author addendum）を作成すること。これには、著者の所属機関が非排他的権利を既に保持しているということを示す意味合いがあり、著者側・出版者側双方の誤解を防ぐメリットがある。また、所定の出版契約の内容が大学のOA方針と矛盾している場合に、著者が契約違反とならないように、補遺によってOA方針に適合するよう契約内容を修正できる意味合いがある。
5. 複数のリポジトリ（機関リポジトリとそれ以外のリポジトリ（例：arXiv, PubMed Central, SSRN））の間の登録について調整を行うこと。一方に既に登録されていたら、もう一方にはコピーをハーベストするといったように、著者に同じ論文を複数回登録させる負担をかけないこと。
6. 教員が新しい成果物を常にリポジトリに登録できるように、本文がOAにできないコンテンツでも非公開での登録（ダーク・デポジット）を認めること。その場合でもメタデータはOAにすること。エンバーゴ期間による一時的な非公開の場合は、所定の日時に自動公開されるように設定すること。
7. 著者稿・出版者版いずれか適切なバージョンを公開すること。
8. 昇進、テニユア、報奨、助成、昇給のために、機関内で教員の出版物を評価する際には、その評価対象をリポジトリに登録されているものに限定すること。
9. リポジトリに登録した論文は、出版情報を記すとともに、出版者サイトのバージョンへのリンクを行うこと。
10. リポジトリは、主要な検索エンジンのクローリングに対応すること。
11. 出版者や著者がリポジトリのコンテンツの取り下げを求めてきた場合は、それが適切であれば常に応じること。
12. OA方針で登録対象とするコンテンツや構成員の種別を限定していても、その対象外からの登録も歓迎すること。
13. OA方針の実装方法について、出版者と協定を結ぶこと。
14. リポジトリの論文登録率を出す場合は、登録されている数と登録されるべき数とで基準を揃えること。
15. 出版契約時の内容について、OA方針の内容に矛盾しないように修正する等、出版者と協働すること。
16. リポジトリのコンテンツがどのように利用されているか、捕捉すること。

Filling the repository : リポジトリを（コンテンツで）満たす

採択したOA方針を実効性のあるものとしていくための鍵を握っているのは、それをどのように実装していくか、です。特に機関リポジトリをベースとしたOA方針の場合、登録対象コンテンツの確実な捕捉・登録が大きな課題となります。

この章では、セルフアーカイブのインセンティブ等を取り上げ、様々な事例とともに以下の11のトピックが挙げられています。

1. 研究者に対しアドボカシーと教育を行い、リポジトリ登録の障害を取り除くこと。
2. リポジトリ登録作業を効率化する自動登録ツールを用いること。
3. 出版者との交渉や著作権教育等、研究者に対し著作権に関するサポートを行うこと。
4. システムのカスタマイズや、付加価値の高いツールの提供を行うこと。
5. 登録しやすいシステムやワークフローとすること。
6. 業績報告のプロセスやワークフローの中にリポジトリを埋め込み、登録を日常業務とすること。
7. 学内資金の配分を、リポジトリ登録状況に基づいて行うこと。
8. 昇進やテニユア等の学内評価や、業績報告を、リポジトリ登録と結び付けること。
9. リポジトリの利用統計を提供すること。
10. 研究者プロフィールページ等のパーソナライズした機能を提供すること。
11. 代理投稿、出版者と協働し出版者サイトからの取り込み、研究者の個人ウェブサイトからの取り込み等々、セルフアーカイブ以外の補完的な方法も取ること。

Talking about a policy : 方針についての議論

方針の採択から実施までには、各段階で様々な論点が生じ得ると考えられます。ここでは、それらの論点を列挙し、それらをどのように認識すべきか、またそれらに臨むための心構えや、解となる考え方について詳解しています。

1. 学問の自由との兼ね合い

OA方針が学問の自由を侵害する、という反論と、その主張の根拠を挙げ、一つひとつ解説しています。これらの反論は、事務・管理側への不信感が高い場合に、顕著に生じるとしています。そのような恐れがある場合には、下記の説明を明確にしておくようにしましょう。

▶ ジャーナル選択の自由を侵害されている

…グリーンOA方針とゴールドOA方針の誤解から生じます。方針は、あくまでリポジトリへの投稿を要請するもので、OAジャーナルへの投稿を要請するものではない、と説明しましょう。

▶ OA方針を認めない雑誌への投稿を禁じている

…免除規定を適用することで、そのような雑誌の選択も可能です。投稿先の制限はなく、成果物ごとにOA化する・しないが選択できると明示しましょう。

▶ OA方針によって、研究者の権利が制限される、または研究・研究成果が支配される

…方針は、研究者の権利を保持するものであり、また機関から研究者への権利返還も認められています。

また、標準的な出版契約の下では、ここで主張されるような権利の大半が譲渡されてしまいます。方針によって、出版契約の下にある場合よりも、さらに多くの権利を保持し、行使することができます。

▶ 方針は、研究者の学術成果の所有権を機関に与えてしまう

…方針によって譲渡されるのは非排他的な権利のみです。また、標準的な出版契約の下では、ここで主張されるような権利の大半は譲渡されてしまいます。

▶ 研究者が新しい強制力によって支配される

…方針には免除規定が設定されています。また、方針は「命令」ではありません。

2. 同意形成

ここで紹介する方針の基本要素である「権利譲与」と「リポジトリへの投稿」について、右記のようにそれぞれ異なる同意形成の過程を経るとしています。

▶ 「権利譲与」については、方針採択から間もなく、全面的に同意される

▶ 「リポジトリへの投稿」は、同意形成に時間を要し、また啓発や奨励、支援活動を必要とする

▶ 免除規定を選択する研究者がいたとしても、方針には同意しているとみなすべき

3. 機関リポジトリ

研究者の多くは、リポジトリは閉鎖的と見ており、外部のサーチエンジンに収集されたり、また他のリポジトリとの相互運用性を備えていたりすると認識していません。「機関」リポジトリという言葉は、それらの誤った認識を助長する恐れがあり、「オープンアクセス・リポジトリ」や、単に「リポジトリ」とした方が明快である場合もあるとしています。

4. 「mandate(指令)」という語について

方針内の語句（英語圏における「mandate」という表記）が、学問の自由と相容れない命令・強制を想起させるなら、それは避けるべきとしています。

リポジトリへの投稿を要請することについて、推奨・奨励よりも強い要求の意を含むとしても、それが方針の唯一肝心な部分、という語り方をしてはならないとしています。

5. オプトイン・オプトアウト

ここで推奨されているオプトアウト式のOA方針は、学術成果のOA化を標準とします。逆に、それらへの反対があるからといってオプトイン式のOA方針としてしまうと、同意に基づきリポジトリに登録するという意味では、方針のない状態と同じだとしています。

6. 免除規定

免除規定があるからといって、それが選択された場合にはどんな手段でもOA化ができなくなる、ということではありません。方針によらずとも、学術成果のOA化に取り組む、ということを示す必要があります。

OAの支持者である研究者が、免除規定はOA方針の本質を阻害する、と主張する場合があります。しかし、OA方針を実施している機関では、免除規定を選択した割合は5%ほどに留まっています。かつまた、免除規定を撤廃することは、学問の自由の保障に対する説明を困難にし、また採択の同意を得づらくします。

終わりに：その他の参考情報・国内事例等リンク集

以上が、“Good practices for university open-access policies”の主な内容となります。研究者から機関への権利譲与を含む点や、米国著作権法等への配慮など、国内の事例とは異なる点も見られますが、方針の策定・実施、また単にリポジトリ運用という観点でも、そのヒントとなる箇所が見付けられたのではないのでしょうか。

最後に、国内機関のOA方針事例と、方針について知る参考となる情報源をまとめています。今年度のホットトピックとなったOA方針。自機関での動きを考えるためにも、少しずつ理解を深めていきましょう。

○ 国内機関のOA方針(リポジトリ登録奨励・義務化制度)

- ▶ [北海道大学](#)
- ▶ [京都大学](#)
- ▶ [岡山大学](#)
- ▶ [筑波大学](#)
- ▶ [北陸先端科学技術大学院大学](#)
- ▶ [国際日本文化研究センター](#)
- ▶ [名古屋工業大学](#)
- ▶ [九州大学](#)

※海外事例はお馴染み[ROAR-map](#)で検索！

○ イベント・講演資料

- ▶ [第2回 SPARC Japan セミナー2014「大学におけるOAポリシー：日本版OAポリシーのモデル構築に向けて」](#)

○ OA方針策定ガイド等

- ▶ [OPEN DOORS AND OPEN MINDS: What faculty authors can do to ensure open access to their work through their institution](#) (SPARC・Science Commons)
- ▶ [Open Access Policies Kit](#) (ポルトガルオープンアクセス学術リポジトリ (RCAAP) : COAR)
- ▶ [Policy guidelines for the development and promotion of open access](#) (UNESCO)

○ カレントアウェアネス-E 記事

- ▶ [E1287 - ユネスコがOAポリシー策定を支援するガイドラインを発表](#)
- ▶ [E1651 - RECODE：研究データのあるべきオープンアクセス方針とは](#)
- ▶ [E1686 - 京都大学オープンアクセス方針採択の経緯](#)
- ▶ [E1725 - 欧州におけるオープンアクセス方針の実施に向けた準備状況](#)

※この他、国際的にOA方針の採択が増える中で、各方針の差異による関係者の負担や複雑さを解消しようとする取り組みも行われています。Jisc等によるOA方針のスキーマの開発 (<http://current.ndl.go.jp/node/30274>) や、PASTEUR4OAによるOA方針のガイドラインと雛形 (http://pasteur4oa.eu/sites/pasteur4oa/files/resource/INSTITUTIONS_POLICY%20GUIDELINES_FINAL.pdf) もその一例と言えます。

オープンサイエンスと著作権

Open science and copyrights law

1月8日に開催した標記セミナーについてご紹介します。

まず、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官補佐（国際総括）の真子博氏から、政策としてのオープンサイエンスへの取り組みと今後の展開についてご講演いただきました。

オープンサイエンス推進の機運が加速したのは、2013年 G8がきっかけだったそうです。国内議論は急速に展開し、2015年3月の「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」報告書の公開後も、「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」で議論が続いています。2016年に日本で開催されるG8では、オープンサイエンスを議論の俎上に乗せたいとおっしゃっていました。

次に、文科省の「文化審議会著作権分科会」委員で、フォローアップ検討会メンバーでもある末吉互弁護士から、論文と研究データの著作権についてご講演いただきました。

オープンサイエンスにおいては、公的資金による研究成果（論文とデータ）をデジタル開示することが求められていますが、データは著作物ではないため著作権法の対象にはならず、契約により規定されます。著作権法においても、現行法の例外規定はデジタル開示された著作物を利用するには不十分であり、それを補うのは契約になるとの説明がありました。

アメリカのFair Useと比較すると、アメリカでは様々な分野において十分なディスカッションがなされ、その結果がガイドラインとして表されており、それでも不十分なためクリエイティブ・コモンズが用いられるようになったのに対し、日本の著作権法にはFair Useの概念がなく、十分な議論もないままクリエイティブ・コモンズを持ち込もうとしている。法改正を待つよりも、契約で規定するほうが早いとおっしゃっていました。また、現場でどのような使い方が許されて然るべきか、議論してポリシーを作り上げていくと

いう土壌の養成が必要であるとも指摘されました。

ブレイクセッションでは、事前に寄せられた著作権に関する質問に対し、具体的な事例による解説とともに、十分な議論による合意形成の必要性が改めて示されました。

オープンサイエンス推進には期待していますが、実行のための具体的な枠組みがほとんど示されていないことが気にかかります。公的資金による研究成果のオープンアクセス化が義務付けられますが、グリーンOA/ゴールドOAの選択は著者にゆだねられています。国として目指す方向をお聞きしたかったです。

末吉弁護士からは、著作権法の改正にまつわる内閣法制局とのやり取りもご紹介いただきましたが、法改正が利用に追いつくのはほとんど困難だということが分かりました。オープン化には契約がポイントになりそうですが、図書館から研究者へどのようなアプローチが必要なのか、考えるきっかけをいただきました。

当日は多くの方にご参加いただき、続編セミナーへのご要望を多数いただきました。そこで、3月10日（木）に続編セミナー「（続）オープンサイエンスと論文著作権－データ共有/Data Sharing - pros & cons」を開催します。詳細が決まり次第DRFのMLでもご案内いたしますので、多くの方のご参加をお待ちしています。

寄稿: 物質・材料研究機構 科学情報室 小野寺 千栄氏

NIMS Library x Materials Informatics(MI²I)共催オープンセミナー

オープンサイエンスと著作権

Open science and copyrights law

- ・ 2016年1月8日（金） 15:30 - 17:00
- ・ 物質・材料研究機構オーディトリウム
（並木地区 WPI-MANA 棟 1 階）

かたつむりと
オープンアクセスの日常

2016年もはやくも一月が過ぎました（この原稿執筆時点ではまだ20日ですが）。去年のこの連載と言えば、2月号で「PLOS ONEの成長が止まった？」と書き、8月号で上半期を振り返って「勇み足でした、ごめんなさいm(_ _)m」と謝ったわけですが、2015年の下半期の論文数データも出揃った現在、「『勇み足でした、ごめんなさいm(_ _)m』は、勇み足でした、ごめんなさいm(_ _)m」という状況になっています。気分は「もうなんなの！」といったところです。

図1は8月号に掲載したPLOS ONEの月次掲載論文数の推移の図に、2015下半期の動きも足してみたものです（PLOS ONEのサイトよりデータ取得、原著論文に限定）。8月号で取り上げた2015年6月時点では、掲載論文数は一気に回復、それどころか過去最高水準にまで達していた…のですが、その後下半期で論文数は急減し、8月以降は昨年同月比を割り続けています。結果、2015年の掲載原著論文数は約28,000本と、30,000本を割り込んでしまいました。プラットフォーム改修のために論文掲載の激減した1、2月があったとはいえ、その分は改修後の急増である程度とりかえしているわけであり、年間を通してどうもやはりPLOS ONEの成長は止まった、というべき状況のようです。

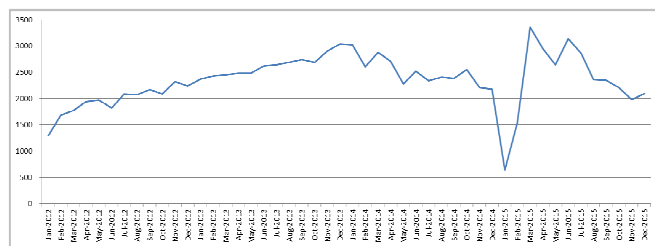


図1. PLOS ONEの月次論文数推移(2012～2015)

しかしこれもまた年度途中でどうなるかはわかったものではなく、なんだかもう一雑誌の動向にそんなに一喜一憂してどうするんだ、という気もしてきています。とはいえOAメガジャーナルと呼べる規模の雑誌はPLOS ONEしかないんだから仕方あるまい…と思っていたら、2015年にはPLOS ONE以上に注目すべき動きが起きていたことに気づきました。NPGが出版するScientific Reportsの躍進です。

第二のOA “メガ” ジャーナル：
Scientific Reportsの躍進

The second OA “mega” journal:
A great leap of Scientific Reports

図2はScientific Reportsの年次論文数の推移（Scopusより取得、原著論文に限定。月次でないのは、年次データしか得られないため）を見たものです。創刊した2011年に208本だった掲載論文数は順調に増加し、2014年には3,921本と4,000本に迫る伸び…だったのですが、2015年には更に急増し、掲載論文数が10,000本の大台に乗りました。“Mega”とは「100万」を意味するので、本当はまだ「メガ」というと誇張表現と思われるかもしれませんが、掲載論文数が30,000本前後のPLOS ONEを「メガジャーナル」と呼んでいることを考えれば、同じ桁数の論文を掲載するScientific Reportsも「メガジャーナル」と呼んで構わないでしょう。かねてよりPLOS ONEのライバルと目されつつ、掲載論文数は「足元にも及ばない」と言われていた（例えば昨年8月号で、自分に）Scientific Reportsですが、2015年に名実ともに「PLOS ONEのライバル」にまで成長してきたと言えるでしょう。

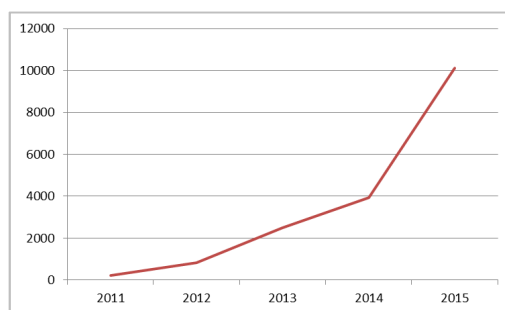


図2. Scientific Reportsの年次論文数推移(2011～2015)

躍進の理由は色々あるでしょうが、高いインパクトファクターを叩き出し、メガジャーナルとしてのブランドも確立したということが大きいのだろうと考えられます。この勢いが2016年も続くとすれば、2016年中にあるいは世界最大のOAメガジャーナル交代劇が実現しうるのでしょうか。

佐藤 翔

同志社大学免許資格課程センター助教。ブログ「かたつむりは電子図書館の夢をみるか」
(<http://d.hatena.ne.jp/min2-fly/>) 管理人。



■ 次号予告 ■

【特集1】平成27年度ワーキンググループ活動報告 / 【特集2】オープンアクセス・ポリシー事情 ほか

月刊DRFでは、みなさまからのお便りを
お待ちしております。
✉ gekkandrf@gmail.com

読者アンケートにご協力ください。
http://drf.lib.hokudai.ac.jp/gekkandrf_inq.html



Facebook
<https://www.facebook.com/Digital-RepositoryFederation>